（仮称）いじめ防止等対策推進条例　シンポジウム要旨

開催：令和８年９月２６日（土）１４時００分～１６時３０分

【第一部】

○司会

皆さま、本日はご多忙のところ、「（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例」をテーマとしたシンポジウムにご参加いただき、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます教育指導課の岩間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開始に先立ちまして、皆さまに何点かご案内申し上げます。

本日のシンポジウムは記録、及び今後の広報のため、登壇者の様子を録画しております。予めご了承くださいますようお願いいたします。

また、本日はオンラインによるライブ配信を行っております。会場内の音声が配信される可能性がございます。 皆さまに安心してご参加いただける場とするため、会場内では登壇者以外の方のご発言はお控えいただけますようお願いいたします。

続いて、参加者の皆さまからのご質問の受付についてご案内いたします。第一部終了予定の１４時５０分まで、皆さまのお手元にお配りしています「条例素案」に関するご質問を、リアルタイムで受け付けております。お寄せいただいたご質問の中から、後半のパネルディスカッションの中で取り上げさせていただきます。なお、時間の都合により、全てのご質問にお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、配布資料の質問表にご記入いただいた場合は、休憩時間に職員が回収に伺いますのでそちらもご利用ください。

なお、本日のシンポジウムでは、手話通訳を配置しております。通訳者はステージ前方におりますので必要に応じてご覧くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまよりシンポジウムを開会し、第一部を開始いたします。

初めに、世田谷区教育長の知久孝之よりご挨拶を申し上げます。

知久教育長、よろしくお願いいたします。

○知久教育長

皆さま、こんにちは。世田谷区教育委員会教育長の知久でございます。本日は、お忙しい中、またお足元の悪い中、このシンポジウムにご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日のテーマは、「いじめが起きたとき、わたしたちが望むこと」です。いじめが起きたとき、子どもはどのようなことを望むのでしょうか。「安心して学校に行きたい」「自分の話をきちんと聴いてほしい」「これ以上、つらい思いをしたくない」、また保護者の皆さまも「わが子の安全を守ってほしい」「一日も早く、安心して生活できるようにしてほしい」とそんな願いを持たれるのではないでしょうか。私たちは、こうした子どもや保護者の切実な思いを、いじめへの対応の出発点にしなければならないと考えています。

国の「いじめ防止対策推進法」は、子どもの命に関わる深刻ないじめを背景に制定されました。いじめによって、子どもの命や心、身体が傷つけられることがあってはなりません。被害を受けた子どもの安全と安心を確保し、傷つけられた尊厳や、学ぶ権利を取り戻すことを最優先にする。この考え方が、今回お示しした条例素案の土台となります。

一方、法律が施行されてから十年以上が経過しております。子どもたちを取り巻く環境や、いじめの形も大きく変化してまいりました。SNS など、学校の外から見えにくいところでいじめが発生したり、子ども同士の関係や、それぞれが抱える事情が複雑に重なりあい、表面だけを見ていては、何が起きているのかを十分に理解できない事案も増えてきました。

だからこそ、まず、子どもの声を丁寧に聴くことが大切です。子どもを守られる存在としてだけではなく、自らの思いや意見を持つ「権利の主体」として尊重し、その子にとって何が最善かをまず考える必要があります。

今回の条例では、いじめの防止や対応だけでなく、子ども一人ひとりの学びと育ちを支えるという視点を、明確に位置付けたいと考えています。また、被害を受けた子どもを守ることを大前提に、学校だけでは対応が難しい場合には、専門職や関係機関と連携しながら支援していきます。事態が深刻になってからではなく、適切な支援につなげることが重要です。

私たちが目指しているのは、問題が起きたときに対処するだけの条例ではありません。いじめをできる限り防ぎ、起きたときには迅速に対応し、傷ついた子どもが安心して日常を取り戻すところまで支える条例と考えております。

そのためには、教育委員会や学校だけでなく、家庭や地域、関係機関、そして何より子どもたち自身と共に考えていくことが欠かせません。

本日は、さまざまなお立場から、率直なご意見をお聴かせください。いただいた声を、条例、そして取り組みにしっかりと生かしてまいります。
このシンポジウムが、いじめが起きたときに子どもたちが本当に望むことは何か、そして、私たち大人に何ができるかを、皆さまと共に考える機会となることを願い、挨拶とさせていただきます。
本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会
ありがとうございました。続いて、「（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例」について、条例素案の内容や制定に向けた考え方につきまして、学校教育部副参事の赤司よりご説明申し上げます。

○学校教育部副参事
皆さま、こんにちは。本日はお集まりいただきありがとうございます。世田谷区学校教育部副参事の赤司と申します。私から、（仮称）「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例」の素案について、ご説明させていただきます。
本日お配りしております資料の中に、条例素案の全文も掲載しておりますので、個々の条文の内容につきましては、後ほどお手元の資料をご覧いただければと思います。
そのため本日は、条文を一つ一つ解説するというよりも、「なぜ今、この条例が必要なのか」そして「この条例は何を大切にしようとしているのか」という点を中心にお話ししたいと思います。
条例というと、制度やルールの話と思われるかもしれません。しかし、この条例は単なる「ルールづくり」ではありません。私たちは今回、いじめという問題を通して、子どもたちが安心して学び、育つことができる学校、地域や社会のあり方について考えてきました。まずは、その背景となる現状や課題からお話ししたいと思います。
いじめは、子どもの人権や尊厳に関わる重要な問題です。
子どもたちの安全や安心、そして健やかな成長に大きな影響を与えます。
いじめによって傷ついた子どもは、不安や孤独感を抱えたり、学校生活への意欲を失ったりすることがあります。その影響は、ときに長期間に及ぶこともあります。
一方で、いじめはどこか特別な場所で起きるものではない、また特別な子どもたちの間でだけ起き

るものでもありません。子どもたちの日々の人間関係の中で、どの子どもにも起こり得るものです。
状況によっては、傷つく側になることもありますし、気付かないうちに相手を傷つけてしまう側になることもあります。また、その場面を見ている立場になることもあります。
このように、いじめは一部の子どもたちにのみに影響する問題ではなく、より広域でより長期的な影響を及ぼす、地域全体で考えるべき課題だと考えています。
ここで、世田谷区におけるいじめの状況を見てみたいと思います。
こちらは、令和６年度の問題行動等調査における世田谷区立小・中学校のいじめの状況です。
いじめの態様を見ると、小学校・中学校ともに最も多いのは、「冷やかし・からかい・悪口」です。もちろん、暴力や深刻な人権侵害にあたる事案もあります。しかし実際には、多くの事案が子ども同士の何気ない日常の関わりの中で起きています。
「何気なく言った一言だった」「冗談のつもりだった」「仲の良い友達同士のじゃれ合いだった」。
それでも相手が傷つき、苦痛を感じている。そうした事案が少なくありません。
私たちは、このことをとても重要だと考えています。なぜなら、いじめは特別な誰かの問題ではなく、どの学校でも、どのクラスでも、どの子どもにも起こり得る問題だからです。
次に、世田谷区立小中学校におけるいじめの認知件数についてです。
近年、いじめの認知件数は増加しています。数字だけ見ると、「いじめが増えている」と感じられるかもしれません。しかし、私たちは必ずしもそうとは考えていません。もちろん、子どもたちの抱える課題がなくなったわけではありません。一方で、この増加は、学校が子どもの小さなサインや困り感を見逃さず、早い段階で把握しようと努力してきた結果でもあります。
以前であれば「子ども同士のよくあるトラブル」と見過ごされていたかもしれない事案についても、丁寧に受け止めようという考え方が広がっています。私たちは、この変化を大切にしたいと考えています。
実は、この背景には、いじめを捉える考え方そのものの変化があります。
かつては、「弱い者いじめ」「一方的な行為」「継続的な嫌がらせ」といった要素が重視されていました。しかし現在のいじめ防止対策推進法では、「相手が心身の苦痛を感じているかどうか」という視点が重視されています。つまり、「いじめか、いじめではないか」を形式的に判断することよりも、「子どもは何に困っているのか」に目を向ける考え方へと変わってきています。この考え方によって、深刻な事態になる前に子どもの SOS を把握し、支援につなげることが可能になります。

一方で、この考え方が広がる中で、新たな課題も見えてきています。近年のいじめ事案は、単純な構図では捉えきれないものが増えています。子ども同士の関係だけでなく、一人ひとりの特性や心の状態、家庭環境、学校内外の人間関係、さらには SNS など、さまざまな要因が重なり合っている場合があります。

行為をした子どもの側にまったく悪意がない場合でも、相手の子どもが心身に苦痛を感じたらいじめに当たることになりますが、このような認定が行為をした子どもを戸惑わせ、指導が進まない場合もあります。また、重大な事案が発生した場合には、事実を明らかにし、再発防止につなげるための調査も必要です。しかし同時に、今まさに苦しんでいる子どもへの支援を進めていくことも欠かせません。こうした新たな課題に対応していくためには、従来の枠組みだけでは十分ではないのではないか。そのような問題意識が、今回の条例づくりの出発点の一つになっています。

それでは、この条例はどのような考え方に基づいているのか。

条例の詳しい内容はお手元の資料をご覧いただくとして、ここでは条例全体を貫く重要な考え方を 5 つご紹介したいと思います。

一つ目は、「子どもの最善の利益」です。この条例の最も重要な考え方です。

いじめが起きると、私たちはどうしても「誰が悪かったのか」「誰に責任があるのか」ということに目が向きます。もちろん、過去に起きた出来事、事実を確認して責任の所在を明らかにすることは大切です。しかし、それだけでは十分ではありません。今、その子どもが安全に過ごせているのか。安心して学ぶことができているのか。必要な支援を受けられているのか。そして、その子どもにとって何が最善なのか。この条例は、すべての判断や対応において、そのような視点を中心に据えています。

二つ目は、「予防と早期支援」です。

いじめへの対応は、問題が深刻になってから始まるものではありません。子どもの小さな変化や困り感に気付き、早い段階で支えていくことが重要です。相談しやすい環境をつくること。 困ったときに助けを求められる関係を育むこと。そして、小さなサインを見逃さず、必要な支援につなげること。この条例では、未然防止だけでなく、予兆への気付きや早期支援も大切にしています。

三つ目は、「子どもの声を大切にすること」です。

今回の条例づくりにあたっては、多くの子どもたちから意見を聴いてきました。いじめの当事者は子どもです。だからこそ、大人だけで考えるのではなく、子どもたちが何を感じ、何を求めているのかを丁寧に聴くことを大切にしてきました。

この後、アンケート調査の結果概要やワークショップの様子についてご紹介いたしますが、この条例では、子どもの意見を尊重し、その声を聴きながら支援や問題解決を進めていくことを大切な考え方の一つとしています。

四つ目は、「支援と育ちを重視すること」です。

何が起きたのかを確認することは大切です。しかし、それと同じくらい、いじめに関わったすべての子どもをどう支えていくかということが重要です。安心を取り戻すこと。学び続けられる環境をつくること。必要な支援につなげること。そして、この条例では、単に大人が子どもを守るだけではなく、子ども自身が困難を乗り越える力や、人との関係を築いたり整えたりする力を育んでいくことも大切にしています。

だからこそ、条例の名称にも、「いじめの予防及び解消」だけでなく、「子どもの学びと育ちを支える」という言葉を入れています。

五つ目は、「学校だけで抱え込まないこと」です

いじめは学校だけで解決できる問題ではありません。家庭や地域、専門機関など、多くの人たちの力が必要になります。

また、近年は背景が複雑な事案も増えており、一つの視点だけでは十分に状況を捉えられないケースもあります。そのため条例では、学校だけでは対応しきれない課題について、それぞれの立場の人たちが連携しながら、子どもの最善の利益を中心に支えていくことを重視しています。この考え方の背景には、現在の学校現場におけるいじめ対応の難しさや課題があります。そうした現状や、この条例に期待することについては、本日後半のパネルディスカッションの中でも、現場や専門的な立場からお話を伺っていきたいと思います。

最後になりますが、この条例は、いじめの予防と解消を実現することを目指す条例です。

そして同時に、子どもたちが安心して学び、育ち、自分らしく生きていくことができるよう、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関も含め、社会全体で子どもを支えていくための条例でもあります。

その中心にあるのが、「子ども中心」という考え方です。子ども中心とは、大人の都合や立場ではなく、子どもにとって何が最善なのかという視点から考えることです。そのため、この条例では、いじめによって傷ついた子どもの安全と安心の確保、そして尊厳の回復を最優先としています。その上で、関係するすべての子どもが孤立することなく、それぞれに必要な支援を受けながら、安心して学び、育つことができる環境をつくることを目指しています。また、子どもたち自身が、困難を乗り越える力

や、他者との関係を築き、整えていく力を身に付けながら成長していくことも大切にしています。それが、この条例の目指している姿です。
本日のシンポジウムが、いじめを特別な誰かの問題ではなく、私たちみんなの課題として考えるきっかけになれば幸いです。以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました

○司会
続きまして、本条例の制定に向けて、子どもたちの意見や思いを丁寧に汲み取るために、これまで様々な手法による意見聴取を行ってまいりました。ここからは、これまでの取組み内容と、そこから見えてきた　子どもたちの率直な思いや願いについて、教育指導課よりご説明させていただきます。

○教育指導課統括指導主事
教育指導課統括指導主事の板垣と申します。
私からは、子どもの声、アンケート調査の結果やワークショップの様子についてご報告をさせていただきます。
まず、この調査は、条例の検討に当たり、学校生活の当事者である児童生徒のいじめに関する意識や経験、友人関係や学校生活における思いを把握し、いじめの未然防止、早期発見、対応、再発防止に資する基礎資料とするために実施をいたしました。
対象は区立小学校中学校の全児童生徒。回答者総数は 36,252 人です。なお、小学校一年生は 9 月に実施をし、現在集計中です。
それではまず数値についてです。新学期以降、友達との関係で嫌だな、困ったなと感じたことがありますかという問いに、嫌な思いをしたことがあるは 18%、ない人が 74.4%、答えたくないが 7.5%でした。5 人に一人は嫌な思いをしているということがわかります。
次に嫌な思いをしたことがあると答えた人の頻度はこれまでに 1 ，　2 回が 32.9%で最も多く、次いで週に何回もが 25%でした。週に何回もと答えた子どもが 2 割を超えており、繰り返し起きていることへの対応が必要です。内容は悪口・からかいが 50.1%、無視・仲間はずれ 24.4%、叩く・蹴るなどの行為 23.8%でした。
起こった時間帯は、学年で傾向がわかります。小学校低学年は休み時間 49.6%、授業中 32.1%、高学年・中学生は休み時間が 57.9%と高くなり、授業中 29.1%、中学生では委員

会・部活動 4.6%が加わります。
起こった場所は、教室が 62.9%で最も多くなっています。その時の気持ちは腹が立った 59.6%、悲しかった 43.8%、つらかった 37.5%で怒りや悲しみが中心でした。
その時の行動はどんなふうに取ったかについては、何もしなかった 40.1%とその人と距離を取った 40%がほぼ並び、誰かに相談したは 32.7%でした。
新学期以降、友達が嫌だな、困ったなと感じてる様子を見聞きしたことがありますか、の問いでは、様子を見たことがあるが 13.9%でした。
その時の気持ちは心配だったが 66.1%、どうしてよいかわからなかったが 35%でした。
どんな行動をとったかは助けてあげたいと思って動いたが 45.1%と最も多く、何もしなかったは 24.3%でした。
自分自身についても尋ねました。
友達に強いイライラや嫌な気持ちを持ったことがあるは 25.6%でした。
その時の行動は距離を取った 41.1%、何もしなかった 33.3%で、きつい態度を取ってしまったも 23.5%ありました。気持ちを抱えたまま、関わり方を選べずにいる。そんな姿が読み取れます。
次に、自分や友達が困った時、学校や学校以外の相談先を知っていますかという問いに、相談先を知っているは 69.2%です。
実際に相談したは、 50.4%にとどまっています。
相談相手は家の人 70.6%、友達 43.8%、担任の先生 29.4%でした。
相談した結果は、安心した 58.8%、気持ちが楽になった 56.1%と一定の効果が出ています。
一方で相談しなかった理由は言いにくかった 29.1%、心配をかけたくなかったが 15%でした。
相談しやすくするために必要なことは安心して話せる場所が 51.3%、秘密が守られることは 44%でした。
次に、嫌だな、困ったなと感じたこと、自分のイライラから、立ち直るために自分が身についたら良いと思う力、方法は何ですかという問いに、身につけたい力は相手と落ち着いて話しあう力 53.5%、自分の気持ちを言葉で伝える力 48.1%、相手の気持ちを考える力 38.7%と対話力やコミュニケーション能力が身についたら良いなと思う力の上位でした。
次にネットや SNS で嫌な思いをしたことがありますかの問いに特にないが 94.4%でしたが、嫌な思いをしている人が合計で 3.5%おり、約 1200 人程度が感じているということは見逃せません。

次に、学校にいじめ防止基本方針があることを知らないと答えた人が 51.2%と半数を超え、そのルール作りに意見を言ってみたい、といった人が 23.7%でした。

ここからは全体のまとめです。まず実態です。

一つは、いじめが特別な出来事としてではなく、日常の何気ない言葉や態度の中で起きているということです。嫌な思いをした子どもは約 2 割で、内容は悪口やからかいなど言葉が中心でした。

もう一つは、いじりといじめの境界が曖昧だという声が自由記述に非常に多かったことです。この線引きが共有されていないことが、傷つきや相談のしにくさにつながっています。

次は、嫌な思いをした後の行動です。感じてはいても動けない子どもが多いという点が浮かび上がりました。最も多かったのは「何もしなかった」と「相手と距離を取った」という消極的な対応で、相談にまで至った子どもは一部でした。背景には面倒なことにしたくない、怖い、どうすればよいかわからないという気持ちがあると思われます。困っていても動けない。相談できない。この状態をどう支えるか。こちらが条例の出発点になるかと思います。

では、周りの子どもはどう感じているのか。

友達が困っている様子を目撃した時、多くの子どもが心配だったと答え、実際に取った行動では助けてあげたいと思って動いたが最も多い回答でした。一方で自分が標的になるのが怖い、どう助ければよいかわからないという声もありました。

加えて、周りの子どもが安心して行動できる環境づくりも必要だということがわかります。

次に相談についてです。相談先の存在はかなり広く知られていましたが、実際に相談した子どもは半数程度でした。注目したいのは、相談した子どもの多くが安心した、気持ちが楽になったと答えている点です。こちらには一定の効果があります。それを妨げているのは、話しにくさと心配をかけたくないという気持ちでした。

求められているのは、安心して話せる場所。秘密が守られること。声をかけてもらうことです。

そして、条例に子どもたちが求めていることです。5 点に整理できます。

いじりといじめの境界を明確にしてほしい。悪口やからかいをなくしてほしい。先生や学校に迅速に対応してほしい。相談窓口や匿名相談を充実させてほしい。被害を受けた子どもの、安心できる居場所を確保してほしい。

いじめを防ぐだけでなく、安心して声を上げ、支え合える環境づくりが条例に求められています。

以上で、子どものアンケートの結果の説明を終わります。

調査からは、子どもたちが決して無関心ではないこと、そして安心して声を上げ、支え合える環境を求めていることが見えてきました。

次に、条例素案の策定に向けた、学級等における話し合いの結果についてです。

条例の策定にあたり、いじめに関する児童生徒の意見や実態を把握し、条例の内容や取り組みの検討材料とするため、4 月から 6 月にかけて、区立の全小中学校で学級活動等の時間を活用した話し合いを実施しました。児童生徒が自分のこととして考えられるよう、特定の個人の事案や特定されないよう配慮した上で、各学級の話し合いの内容をご回答いただいています。本日は、その集計結果について報告します。

まず、実施の全体像です。

校種別には、小学校 72 件、中学校 30 件と特別支援学級や学びの多様化学校からの回答も含まれています。

話し合いのテーマは、友達と仲良くするためにはどうしたらよいか、友達とのトラブルが起きたとき、どのようにしたらよいか、友達とのトラブルが起きないようにするためにはどうしたらよいかを中心に、各学級の実態に合わせて設定されました。

分類すると、友達関係・仲良くが 40 件、トラブル対応・予防が 28 件、学級づくり・安心が 17 件、いじめ防止・傍観者が 12 件になっており、児童生徒の日々の関係づくりに直結する議題が中心であることが確認されました。

次に、児童生徒から出た主な意見です。記述内容から抽出された視点で最も多かったのは、話し合う、聞く、伝えるの 67 件。次いで相手の気持ち・立場を考えるが 49 件。嫌なことをしない、言わないが 48 件でした。

具体的には、友達の表情をよく見る、気持ちを考えた言葉を選ぶ、やめてと言われたらすぐやめる、親しき中にも礼儀ありといった、明日から実行できる具体的な行動として言葉にされている点が特徴でした。

トラブルが起きた時にはすぐ謝り、落ち着いてから話し合う、自分だけで悩まず大人に相談するという意見が多く見られました。SNS に関わる意見からは、現実でもネット上でも、やっていいことと悪いことは変わらないという普遍的な視点に立った発言も出ていました。

特に注目したいのは、いじめを許さない意識です。

中学校などからは見て見ぬふりはいじめをしているのと一緒、面白がって聞く人も加害者、たった一

人がそれは違うんじゃないというだけで、噂の連鎖を止められるといった意見が出ました。
いじめの傍観者であっても、自分ごととして捉え、行動するという意義が受け取ります。
また、いやだと感じることが繰り返されるといじめだと感じる、同じ言葉でも受け止め方は人それぞれという意見からは、軽い行動の積み重ねを見逃さないこと、受け止めた側に寄り添うことの大切さが見えてきました。
最後に成果と課題、そして条例策定への示唆です。
教員所感からは、自分ごととして考えた、活発な意見交流ができたという成果が多く確認された一方で、頭では分かっているが行動化が十分でないなどの課題が見られました。このため話し合うことを一度ではやめず、道徳や学級活動、生活指導とつなげ、継続的に扱うことが重要だと考えます。
この結果は、条例の内容、取り組みの検討材料として活用してまいります。各学校の皆様にはご協力をいただきましたことを改めてお礼申し上げます。
続きまして、７月２７日に行われた体験型ワークショップのご報告をいたします。
当日は小中学生合わせて、１３名の参加で、学年は、小学校５年生から中学校２年生までの子どもが参加しました。
当日はフォーラムシアターという形式で、ワークショップを行いました。
フォーラムシアターとは、劇の途中で、お話の流れを変えることができる」参加型の劇です。困ったことに巻き込まれ、残念な結末で終わってしまったお話を「こんな言葉をかけたらどうだろう」とアイデアを出しながら何度でもやり直して、「どうすればみんなが幸せになれるかな？」を一緒に考える手法を行いました。
続いて、劇のストーリーです。
舞台は小学５年生のクラス。犬岡くんから繰り返しからかわれていた猿田くんは、つらい気持ちを抱えながらも周囲に本音を打ち明けられずにいた。担任の猫山先生やクラスメイトも気にかけていたが、適切な対応ができないまま状況は悪化しました。やがて保護者も巻き込む問題となり、猿田くんは学校を転校していくというストーリーです。
参加した子どもたちは、猫山先生の立場になって「自分ならどう行動するか」を考え、実際に劇を行い実践してみる体験を行いました。
ここからは動画を見ていただきます。

このように子どもたちが事前に劇を見て、その後、今のような形で劇を途中でストップして、子どもが先生役になり、自分ならどうするかを実演しました。今回は一場面の紹介ですけれども、実際にはいろんな子どもの実演を通して、同じ場面を何度も繰り返しして施行錯誤している姿がありました。

後半のワークショップでは、模造紙に劇を通して考えたことをまとめて発表することを行いました。子どもたちが実際に書いた模造紙は会場の後ろに掲示してございますので、休憩時間に是非ご覧ください。

最後に、子どもたちが様々な視点からの意見を出してくれました。教員の視点では、話をよく聞くこと、一人で抱え込まないことなどが意見として出ました。子どもの視点としては、相談がしにくいこと、子どもたちが自分たちで解決することなどが、視点として出ました。保護者の視点では、心配でも相談するまで待っていてほしいこと、学校で起きたことは学校に任せてほしいことなどが意見として出ました。

環境の視点では、職員室の入りやすさや相談窓口の充実などが意見として出されました。このように、子どもたちはいろいろな視点で考えを出してくれました。

この後、パネルディスカッションでは、こうした意見をぜひ深めていただけたらというふうに思います。

最後に、本日は実際にワークショップに参加してくれた児童生徒の皆さんがこちらの会場に来てくださっています。これから話を皆さんに聞いてみたいと思います。

○ワークショップ参加者①

7 月 27 日のワークショップに参加して、いじめについていろいろ考えるきっかけができました。最初は、いじめが起きたら、大人はどうやって解決していくのかを考えるものだと思っていました。でも、話し合ってみて、まずは、当事者の気持ちをちゃんと聞くことが大切なんだと感じました。同じ出来事でも、いじめられた人、いじめてしまった人、近くで見ていた人ではもちろん違って、同じ態度、同じ言葉でも感じ方が人それぞれ違うと私は考えます。本人がどう思っているのか、どうしてほしいのかを聞くことが大切だと思いました。

いじめが起きてから対応するだけではなくて、普段から友達や先生に相談しやすい雰囲気を作ること、またはいじめられた人が逃げられる場所を作ることが大事だと思いました。

今回のワークショップに参加して、いじめをなくすのは簡単なことではないけれど、周りの人が一緒に考えていくことが大切なんだと感じました。

○ワークショップ参加者②

僕は参加したほかのみんなの意見をたくさん聞いて、人の話を聞く力が増えたのではないかと思います。僕たちは先生を困らせないように、みんなが聞く力をつけることで、理科の実験の時とか、授業中のトラブルを減らせると思いました。また、僕にとって友達だけでなく、先生も大事です。だから、あの劇を見て、先生はずっと大変で嫌な気持ちになって、学校に居続けなくてもいいのではないかと思いました。なぜなら、学校に来たらまた嫌な気持ちを思い出しますから、例えば 1 回休んで気持ちが晴れることをしたり、気持ちが元気になってから学校に来てもらえたら嬉しいと思いました。

○ワークショップ参加者③

僕が、この友だち関係の体験型ワークショップでわかったことは、いやなことがあればすぐ先生に言ったり、担任の先生とかに言えなかったらスクールカウンセラーの先生とかに言ったり、家族とかに言うのも、この体験型ワークショップを通して大切だと分かりました。

あとは、先生など大人に言いづらかったら、特に信頼できる友達に話せることも大切だなと思いました。

○ワークショップ参加者④

はじめまして。私は個人的に小学校であまりいじめが身近でないと感じます。でも、ワークショップを通じて身近に感じられるようになった気がします。本や漫画、アニメを見ていて、いじめは残酷なものと知っていましたが、私は、人の心はこんなにも簡単に崩れて不登校になるかもしれないとは思わなかったです。ワークショップに参加して思ったのが、いじめられている側がいじめられているとなかなか話せないことです。全員が安全に安心して伝えられる場が常に用意されている必要があると思います。そもそもいじめが始まる原因として三つ挙げられると私は考えてみます。まずは嫉妬、そして無意識。最後にわざと。嫉妬の考えはあまりわからないのですが、無意識にいじめているパターンとしては、いじめている側はいじってるつもりで、いじめられている側はいじめと考えてると思います。わざといじめた場合は、いじめと分かっているのに、こいつ気に入らないなあとか、調子に乗ってる、こん

な軽い理由でいじめられてるんじゃないかと考えたことがあります。
いじめが大きくなりやすいパターンも少し思い当たるところがあります。それは中心的メンバーのあの子ちょっとねっていう言葉です。いじめようって言葉に発さなくても、他の子たちはその中心的メンバーに嫌われたくないがために、その子に行動を寄せたりします。いじめるメンバーに入る人がそれで増える可能性があるので、何とかしなくてはなりません。どんな取り組みを考えられるというと、いじめについての授業をしてもいいかもしれないと思いました。なぜなら、いじめている側が相手を嫌な気持ちさせていると気づかないと、いじめが増えたり、周りの人も止められないかもしれないからです。例えば、今回のワークショップの劇みたいな授業を取り入れてみるのはどうでしょうか。いじめられている役になれば、いじめられるとどんな気持ちになるかわかります。止める側にもなるところで、不登校など深刻な事態を避けることにもできるかもしれないし、そして止めたことで自分がいじめられることを逃れるための勉強になると思います。いじめについて深く考える機会が得られて本当に良かったと思います。ありがとうございました。

○教育指導課統括指導主事
ありがとうございました。それでは感想を聞かせてくれた子どもたちに改めて拍手をお願いします。
私から子どもたちの声の紹介については以上となります。ありがとうございました。

○司会
それでは、こちらで第一部を終了いたします。
ここから１５分間の休憩をはさみまして、１５時５分から第二部を開始いたしますので、時間までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。なお、皆さんにお配りさせていただいております条例等に関する質問表につきまして、これから回収させていただきますので、職員にお声がけください。それでは、これから休憩に入りますのでよろしくお願いいたします。

【第二部】
○司会
それでは、お時間になりましたので、第二部を開始いたします。
佐藤先生、よろしくお願いいたします。

○佐藤弁護士

みなさまこんにちは、弁護士の佐藤と申します。パネルディスカッションのファシリテーターを務めさせていただきます。今から 80 分間、どうぞよろしくお願い致します。私の自己紹介を簡単にさせていただきたいんですけれども、私は東京弁護士会の子どもの人権委員会、この中に学校部会という部会がありまして、長くその部会長を務めております。そうしたご縁もあって、世田谷区との関係では、いじめに関する専門家会議の委員であったり、その流れでこの条例素案の制定委員会においても関わらせていただきました。私自身、子どもや保護者様から直接いじめのご相談を聞いたり、あるいはいじめ重大事態調査ということで調査員に関わったりということで、様々な角度からいじめ問題に携わってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの第一部では、条例素案についてどんなメッセージを込めているのかっていうお話があり、そういう中で子どもの声、子どもの意見表明、子どもの意向の中で最善の利益を目指していくんだという考え方からアンケート、ワークショップ、様々な取り組みを通じて、子どもたちのリアルな意見、声というものを集め、それをご紹介させていただいたわけですけれども、ここからの 80 分間は、こうした子どもたちの実情を出発点にしつつ、学校現場、あるいは教育行政、教育行政にとどまらない地域全体、そして専門家の立場から、どういったことを軸にして考えていかなきゃいけないのか、何を議論していくのか、どうしていくのかということについて、一緒に考えていきたいなと思っております。

パネリスト四名の方、ご紹介させていただきます。

まずはじめに、世田谷区長、保坂展人区長です。衆議院議員を三期務めて総務省顧問を経て、 2011 年から世田谷区長、現在四期目でいらっしゃいます。いじめ問題については、ジャーナリストとしてご活躍されていた頃から取り組んでこられたとお聞きしております。ぜひ、今日は区長の立場から学校での個別の取り組みにとどまらない地域行政を巻き込んだ、子どもの育ち・環境づくりについて、いろいろお話をお伺いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

その次に、世田谷区教育委員会の知久孝之教育長でございます。

知久教育長は 1989 年に世田谷区役所でのお勤めを開始され、これまでに生活文化部参事、保育部長、教育総務部長などを歴任されて、 2024 年の 5 月から教育長を務めていらっしゃいます。長年の区政経験と教育行政の責任者というお立場から、子どもの声を学校の具体的な対応や仕組みにどうつなげていくのか、ぜひお話をお伺いできればと思っております。

そして、そのお隣が弁護士で、世田谷区の子ども権利擁護委員、いわゆるせたホッとの代表子どもサポート委員を務めていらっしゃる平尾潔弁護士でございます。第二東京弁護士会に所属されており、日本弁護士連合会や、第二東京弁護士会での子どもの権利に関する活動にも長く携わってこられています。特に、いじめ防止授業に熱心に関わってこられたことでも大変著名な先生でございます。実際にせたホッとなどの活動を通じて、子どもと会って、子どもの相談を受けて、子どもの声を大人や関係機関につなぐ、そういった活動の最前線の立場からですね。子どもの意向を尊重するいじめ対応とはどういうことなんだろうかということを、私もお話をお伺いできるのを楽しみにしてまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

最後にですね、日本ユニセフ協会学校事業部専任部長、大字孝一郎さんです。大字さんはですね、今年の３月まで世田谷区立下北沢小学校の校長を長く勤めてこられて、全国連合小学校長会の会長として、全国の小学校教育を率いてこられた先生でもいらっしゃいます。また、中央教育審議会の教育課程部会の委員も務められているということで、全国的に教育行政、教育のあり方について、積極的にオピオニンを出してくださってた方なのだなと思います。現在は日本ユニセフ協会で学校教育と子どもの権利に携わっておられます。学校現場を熟知してきた、つい最近まで、校長先生を務めてこられた方として、そして子どもの権利の視点から、現在もご活躍の先生として、いろいろお話伺っていければと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、パネリストのご意見を承って、お伺いしていきたいというふうに思います。

第一部を振り返ってですね。様々な子どもの声が紹介されました。

実は先ほどのアンケートですね。全学年平均がなされてましたけれども、私、内訳を見せていただいていて、本当に学年ごとに子どもたちの感じ方、考え方、大人との信頼関係が変わっていくというような様子もですね、感じさせていただいたので、ぜひ教育委員会のアンケートの経年も含めた、クロス集計出してもらったら面白いんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういった子どもたちの実情を含めて、私たち、しっかり受け止めていかなければいけないなあというふうに思っています。

で、こうした第一部を受けて、パネリストの皆様もそれぞれいろんなことをお感じになったと思いますので、順にお話をお伺いしたいと思うんですけれども、まず区長にお伺いさせていただきたいと思います。今回、学校現場のこれまでの法律に基づく取り組みを超えて、世田谷区としても条例ということで、いじめ問題に区を挙げて取り組もうということをされたわけなんですけれども、その中でとりわけ子どもの声からはじめようっていうことで、これだけの総合的な取り組みをしていただいたと思っていま

す。この子どもの声を聞こうっていうことに、とりわけ多くのエネルギーを割こうっていう意思決定をされたこと、それがどんな思いだったのか。そして現実に出てきた子どもたちの声を今どんなふうにお感じになってるか、ぜひお話をお伺いできますでしょうか。

○保坂区長

はい、改めまして、世田谷区長の保坂です。今のお話ですけれども、先ほどのワークショップのですね、報告、そして子どもたちのご意見表明もございました。世田谷区では子どもの権利条例、これ子どもの権利条約があって、子ども基本法という国の法律もようやくできて、子どもたちが子どもに関わることについて、そのルールが制定されたり、議論されたりするときに、やはり積極的にその意見を言うことができる、意見表明することができるという、内容の条例なんですね。で、これが既にスタートしていますが、その子どもの権利条例というものが、そこで謳っている内容が子どもたちに十分伝わっているかどうかというと、これは子どもだけではなくて、保護者も含めて、あるいは、学校の先生も忙しくて、なかなかそこまでの広がりというのは、できてないかもしれない。

で、このいじめっていう、この三文字は昔からあります。特に私がジャーナリストとして、 80 年代 1980 年代の中学 2 年生がそのいじめを苦にですね、命を絶ったという悲しい事件。また、少年の、叫びとして追い詰められてきた様子を、その都度メディアの中でクローズアップされてるんですね。いじめが大変なんだって。どうにかしなければいけないっていう。その議論の時に、ジャーナリストで、そういった子どもたちが読んでいる雑誌に、たくさんのいじめに関する記事を書いていた。もちろん区長になる、政治家になる前の話ですけれども、たくさん手紙をいただいたんですね。多分数千通の手紙をいただいて、これだけの苦しんでる、なんとかいじめを止めたい、そこから逃れたい、どうしたらいいんだっていう、こういう声に対して、多すぎて答えられないっていう。まあ、そういう悩みが私自身あって、 90 年代半ばに、実は世田谷区と、教育を考える様々な区民のグループが一緒になって、いじめよとまれって、シンポジウムを何回かやってるんですね。で、その時にも子どもたちに声をどんどん出してもらいながら、どうしていったらいいのかみたいなことを話し合ったっていうのがございます。で、ここ何年か、教育委員会の中で、いじめ防止対策推進法という法律に基づいて、もうこれは重大事態だよっていうことで。なんとか第三者委員会で調査するというようなケースがずいぶん報告を受けるようになりました。その内容を見るとですね、やはりそのいじめに対して起こっていること、30 年前とかとは形はだいぶ違いますけれども、根っこは一緒かなと。そしてものすごく大きな力をで

すね、学校も教育委員会も使っています。使っていますが、この重大事態調査ってとても大事なんですが、ちょっとやり方の欠点をあえて言えばね、その調査に時間がどうしてもこうかかってしまう。1年半とか2年、小学校5年生の時のいじめについて、じゃあどういう、なんだったのかっていうことを調査するのに、2週間ぐらいだったらまだいいんですけど、2年かかっちゃうと、もう中学生になってしまいます。そうすると、その事実なんだったのかっていうことをきちんとこう検証していく作業は大事だけども、もう一つ、やっぱりいじめの被害に遭っているお子さんをまず無条件に保護し、ケアするということが大事だよねと。同時に、その明日も明後日もいじめは続くみたいな、その状況も変えなければいけないよねって、これは平尾さんなどのせたホッとの活動とか、いじめの授業をしたらどうでしょうかって、子どもさんたちの提案もありましたけれども、大変重要な点だと思います。で、今回の世田谷区の条例の名前、長いんですが「世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例」っていう、仮題です。仮の題ですけれども、これを作るにあたっては、まず子ども第一の、特に被害に遭っている子の保護とケアっていうのをなかなか優先していく仕組みを構築できないかなと。そのためには、子どものことを一番知ってるのは子どもたちだというところで、子どもたちの声を、今3万人を超える子どもたちのアンケートってすごいビッグデータが出てきましたけれども、一人一人の子どもたち、各学校での子どもたちの参加も得ながら、この条例をスタートさせていけたらという思いで始めております。

○佐藤弁護士

ありがとうございます。そういう意味では、もういじめ防止対策推進法ができて十何年経っているわけなんですけど、そこで挙げられた重大事態調査などの法律の仕組みが必ずしも日々育っていく子どもたちの今の課題を解決する上では、少し矛盾というか、葛藤が見えてきている中で、子どもの声を中心にしながら、もう一度いじめ問題にどう向き合っていくのかを考える取り組みであったっていうふうにお聞きしました。ありがとうございます。

では次に大字さんですね。長く世田谷区の学校現場を管理職として、見守って様々な実践をしてくださってきたと思います。ええ、現在はユニセフで子どもの権利にも関わっていらっしゃってるってことですけれども、先ほどのアンケートやワークショップで出てきた子どもたちの声ですね、これをお聞きになって、まず率直に現場を担ってきた立場から、ああ、ここはそうだなとか、ここは大人しっかり受け止めなければいけないなってお感じになったこと、どんなところだったでしょうか。

○大字氏

ありがとうございます。大字と申します。

久しぶりにすごく近くで子どもたちの声を聞いたので、すごく嬉しくて。で、それともう一つは先生のことも心配してくれてる。ああいい子たちだな、ありがたいなって。この声を世田谷の全部の先生たちに聞かせたいなって。子どもが、先生学校来なくてもいいじゃないって。1 日休んで元気になってから来てよって、こんな風に思ってる子どもがいるよっていうことを伝えたいなって思いました。

もう一つ、やっぱりこうやって率直に子どもたちの声やアンケートを聞かせていただいて。私、自分が校長している時にものすごく後悔してることがあって、それを思い出しました。

コロナの頃なんです。コロナの頃ってやっぱり命とか安全が第一に来たので、子どもの活動いっぱい制約したんです。例えば給食は黙食。校内歩くと、スプーンとお皿がカチカチカチカチ鳴る音しか聞こえないんですよ。こんなに寂しい学校はないんです。運動会や学芸会の縮小。先生たちと一生懸命話し合って考えたんですけど、その時に子どもの声を聞いてあげられなかった。聞かなかったんです。で、黙食やるよ。って決めたのは、校長である大字なんです。で、すごく後悔しているのは、その時に子どもにこういう状況なんだけど、どんな給食にしたい？とか、運動会はこういうことがあるんだけど、どんな運動会にしたい？ってことを、私はなんで校長として聞かなかったんだろう。ものすごい後悔してます。もう 1 回あの時に戻ったら、ちゃんと子どもと向き合って話し合って、子どもの声を聞いて、一つ一つの学校行事とか取り組みを進めていけるような。そういう校長でありたいなって。あの時の自分はなんであなったんだろうって取り返しはつかないんだけど、すごく後悔をしている、子どもたちにはごめんねって。もうすごく遅いんだけれども、やっぱり言いたいなっていう思いが未だにあります。

すいません、こんな話になりました。で、率直にアンケートなんですけど、週に何度も嫌な思いをしているっていう子どもが 25%いて、じゃあどうしてるのって言った時に、誰かに相談したって言ってる子どもが 1/3 しかいないんです。私はやっぱここがすごく、特に教育、学校にいた人間としては重く受け止めました。私たちは子どもたちにすごく相談をしてもらいやすい、子どもがあの先生なら相談したいとか、そう思ってもらえる大人じゃなきゃいけない。専門的に言うと援助希求ですよね。キーワードですよね。いじめ解消のキーワード。援助希求をしてもらえる大人、子どもから見れば援助希求できる子ども。そういったことをきちんとしていかなきゃいけないな、ここが、このアンケートを見て、一番

まだまだ足りないっていうことをすごく思いました。
じゃあどういう先生じゃなきゃいけないの、どういう大人がいいのって言った時に、三つあると思ってて。一つはやっぱり口が堅いこと。簡単に言えば、大騒ぎしないってことです。例えば、先生、って子どもが深刻に相談に来た時に、いきなり教室で「おい。誰々がいじめられてるけど、どうした」そういうことにならない。口が堅い。これが安心感伝わると思っていますし、当然ですけれども話しかけやすい。話しかけやすくなかったら、やっぱり相談したくないですよね。で、話しかけやすくするためにはいろんなことがあって。例えば校長だったら毎朝門に立ってるとか。毎朝、子どもと挨拶をして、そこで人間関係を作っておくとか、校長室の扉は全開にしておくとか。そういう、話しかけやすい雰囲気を醸し出す。これすごく大事なことだなと。
で、もう一つはあなたのこと絶対守るよ。絶対守るからね。っていうことを本気で絶対的な信念として言える。こういう教師でありたいなと思っていましたし、保護者の方もそういうところを大事にしてほしいなってことを、アンケートを見て改めて思います。以上です。

○佐藤弁護士
ありがとうございます。本当にずっと長く子どもたちを見守ってこられた、実感のこもったコメントだったなあと思って、私もずっと聞いてしまったわけなんですけれども。
実際、相談のハードルの高さっていうのは、先ほどちょっと申し上げたんですけど。アンケートを見ると、小学校ぐらいの子どもたちは比較的相談もつながってるし、相談した結果として安心できたっていう比率も高いんですけど、中学生になると相談へのハードルがより高くなって、相談した後も必ずしも安心できてないっていうような経年の結果が、実は見てとれる非常に貴重なアンケートだったなっていうふうに思いますけれども、まさに大人たちが子どもに安心を提供できるような所作、あり方、子どもたちとの合意形成みたいなことにも思いを馳せることが、子どもの意向を尊重だっていうお話だったかなっていうふうに重く受け取りました。ありがとうございます。
では、平尾先生にぜひお伺いしたいんですけども。平尾先生は実際にまさに今困っている子どもたちがせたホッとという機関でお話を聞いて、その調整に様々な力をかけて権利救済に関わってこられていると思いますけれども、そうした場面である子どもたちの様子と、前半で現れた子どもたちの声、重なってる部分もあれば、いや、実際はもっとこうだよっていうこともあったんじゃないかなって想像するんですけれども、ぜひその実際の権利救済の場面も少しご紹介いただきながら、先ほど、第

一部で現れた子どもたちの声について、ご意見いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○平尾氏

はい。改めまして、せたホッとの平尾と申します。よろしくお願いいたします。

せたホッとというのはですね、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますけども、子どもの声を聞く機関です。子どもからのいろんな声ですね。SOS もありますし、あの、たわいのないおしゃべりでもいいんですけれども、いろんな声が寄せられていきます。で、それを必要に応じて、例えば学校でのいじめということであれば、子どもが、せたホッとが交渉してくださいと言えば、その声を学校に届けて、学校の先生に、この子はこう言っていますとお伝えして、こう実現できますでしょうかとご相談させていただく、そういう機関です。なので、子ども中心の声を聞くというところが一番重視しているところです。

先ほどアンケートの中で、相談先ということで、相談する子は 3 割という、大字先生のご指摘の通りなんですけども、その中で一番トップが、せたホッとではなかったですね。3 、4 番目ぐらいだったですかね。一番は 70%超えて親御さんなんですね。保護者ということで。なるほど、それはやっぱり、いいことなんだろうなと思いました。相談できる、信頼できる先として親御さんがいるというのはいいことだと思うんですが、せたホッとで子どもの声を聞くと、解決方法の部分で、親御さんと子どもの考え方のズレがあると、ここはすごく感じるんです。子どもが親の顔色を伺って話をしているような様子が見て取れれば、親子分離してですね、ちょっとお母さん、ちょっとお父さん、隣の部屋でお待ちいただけますかということで、子どもだけから話を聞く時もあります。で、その時に出てくるお話と、例えばいじめだったら、よく出てくるのは、謝ってほしい、もうしないでほしい、安心して学校に行きたい、こういうことが出てきます。

で、一方で親御さんから話を聞くと、あの子を退学にさせたい、いじめた子を。それができなければ、担任を変えてほしい、クラスを変えてほしい、場合によっては校長先生変えてほしい、訴訟にしたい、警察に被害届を出したいというようなことです。だいぶ違うんです。これが、一番に相談する先が一番多いのは保護者であるにもかかわらず、解決策はこれだけずれているいうところに少し、病理を感じます。

おそらく相談者は相談するんです。思っていることを。だけど、いじめられて、例えばこんないじめを受けてる、そこまでは相談するんでしょうけれども、親御さんと子どもの間でこういうふうに解決したいと

いう子どもの声を親御さんは聞いていないのではないか。そこのところは、親の大人の頭で、自分で考えてるんじゃないかと思うんです。だから、そこを子どもの声、まさにそこを聞かなきゃダメなんじゃないか。こんないじめを受けているプラス、だからこうして解決したい、そこまで大人は聞かなきゃいけないんだけど、そこが聞けてないんじゃないかと思いました。

一番せたホッとの間でさっきのアンケートとずれを感じたのは、その部分です。以上です。

○佐藤弁護士

ありがとうございます。

実はワークショップでも今日は本当に前半部分だったんです。後半では親御様が、ちょっと子どもがまだ学校には言わないでって言ってるのに、相談に行かれてしまうっていうようなシーンが出てきたりするんですけど、それに対する子どもたちは本当に率直に、自分の賛成なく動かないでほしいということをはっきりおっしゃってたのがすごく印象的でした。で、またやっぱり子どもの意向を尊重しながら解決していくっていうことが、先ほどの相談のしやすさってところに回り回って、もしかしたら繋がってくるのかなという気もしたことを思い出しました。ありがとうございます。

それでは、知久教育長にこのファーストセッションの最後をお伺いしたいんですけれども、アンケートでも、また大字先生のお話でも、やっぱり相談に対するハードルですよね。これが非常に高い状況っていうのが課題としてあるなということがあったと思うんですけども、行政の立場から、子どもたちが言ってくれたこういう課題や困りごとについて、どのようにまず受け止めて、お感じになられたのか、どういうところを課題だというふうに捉えていらっしゃるのか、お伺いできますか。

○知久教育長

はい、相談先を増やすことというのは、今日のアンケートの結果から見ても明らかに必要だなと感じております。ただ、やはり年齢やその校種によって回答の違いを見ていくと、それぞれに合わせた相談先、あるいは他の手法を考えていかなければいけないのかなと強く考えています。

教育委員会では、子どもたち一人一人にタブレット端末を配ってまして、タブレットから、直接教育委員会の方に相談を寄せていただく、子ども SOS 相談フォームという取り組みをやっています。

昨年の相談件数の実績を見ると、小学生が 108 件、中学生が 35 件と、やはり優位な差が見えてきてるんですね。そういうことを考えると、相談窓口を単に増やして、子どもたちが相談に来るの

を、やっぱり待つだけでは課題があるのかなと思っています。
じゃあ、どうすればいいか。その一つのヒントとなるのが、佐藤先生にもご参加いただいております、いじめの条例検討委員会。区立中学校の校長先生が意見を言うために来ていただいたんですけども、この学校ではできるだけ休み時間にも教員が教室に残って、子どもたちの様子を見ているというお話をされてました。これは子どもを監視するという話ではなくて、日頃から教員が子どもたちと接して何気ない対話を交わすことで、子どもたちからの信頼を得て、子どもたちの、なかなか気づきにくい予兆だとか行動だとか、そんなことを気づいて、大人の方から声をかけたり、必要な支援に繋げる、いわば「待ち」の支援から、アウトリーチ型というんですかね、そんな支援が必要なのではないかと考えています。今後、学校側がそうした子どもの声にならない、そうした予兆だとか、声を掴んで、いじめの早期発見・対応をできるように、学校とも一緒に考えていきたいと思っています。以上です。

○佐藤弁護士
ありがとうございます。非常にどのパネリストも率直に自分の言葉でお話しくださっていて、私が一番楽しんでいるかもしれないんですけれども、次の質問に入りたいと思います。
今回条例素案というものをご提案して、こう理解をしていただこう、という思いのこもったシンポジウムかと思うんですけれども、この条例素案について、ぜひその中身に踏み込んで、私たち大人側がどういう責任を果たそうとしているのかということについて聞いていきたいと思っております。
まず保坂区長にお伺いしたいんですけども、今回制定されようとするこの条例に込めた思いですとか、すでに先ほど、あのいじめ防止対策推進法に定める重大事態調査だけでは乗り越えられない現場の、矛盾や葛藤っていうものがあるんだっていうお話もすでにお伺いしましたけれども。条例の前文ですね。これも非常にメッセージがこもっていますけれども、すべての子どもの幸せや成長にとって何が一番良いかをいつも大切にする、そういう区でありたいんだということとか、学校、家庭、地域、関係機関と協力しながら、すべての子どもが安全で安心して学ぶ、健やかに成長できる地域社会を目指すんだというような方向ですね、これ示してくださっております。特に区長の立場として、この条例制定にあたってどんなことを大切にしていきたい、どういうことを区民の方々に共有していただきたいと思っているのか、ぜひ思いの丈をお話しいただけますでしょうか。

○保坂区長

はい。やはりいじめは子どもたちの間から、起きていくわけですよね。そして、アンケートにもあるように、見ないようにしたっていう子もいれば、ちょっと距離を置くようにした、でも止めようとしたってのも相当数いました。実はそのいじめ自体は大勢の、子どもたちに限らず、例えば長期に航海する船の中とかですね。同じメンバーでずっと顔合わせるっていう、学校もそういうとこがありますけれども、そうするとやはりいろんなグループだとか、衝突・いじわるとか、悪口から、やっぱりいろいろ起きてくるんだと思います。ただ、一番大事なのは、それを暴走させないっていうことなのかなと思ってます。そのクラスの誰もが口をきかなくなってしまった。そして、それからエスカレートしていく、ものを隠したり、壊したり、大事にしているものをわざと破ったりとかですね。また、その次には足を出して転ばせて、それを周りの子が笑うと、そういう体験とかしていくと、やっぱり段々段々こう辛くなっていきます。で、子どもにとっては、なんでいじめるのよと、なんでそんなことをするんだって当然反発をしますけれども、実はその反発をするという力っていうのは、自分は自分で大切なんだという気持ちで反発をするわけなんですが、そこをそのいじめが悪くなっていくと、その自分は自分でいいんだっていう気持ちをどんどんむしり取っていく。これは要するに自分は自分でいいんだではなくて、自分はあんまり価値がない、そのいじめを受けても仕方がないような存在だみたいな、自分で自分をいじめるというようなことになっていくと、やっぱり学校に行けなくなったり。

あと長期化ですね。中学校で起きたことを、 30 歳になっても 40 代になっても、ずっと引きずりながら葛藤している。そういう人も少なくないですね。そうすると、この条例の一番実現したい気持ちっていうのはいじめをその悪質化させないっていうか、悪化させない。最初の段階で子ども集団の中で修復していく。喧嘩して仲直りする。あるいは、ごめんねっていうことをお互いに言えるような。

お前ちょっとやりすぎだよっていう、そのブレーキがかかるような、そのクラスをどう作っていけるかというところ、もちろん先生の力も重要です。だけど先生の力だけではなかなか難しい今の学校の現状があると思うので、スクールソーシャルワーカーだったり、あるいはせたホッとだったり、第三者で、その子どもの修復をきちんとケアして、特にその誇りを傷つけられている子どもを守るっていう仕組みを、この条例を制定していく中で、実際に世田谷の学校は、いじめが起きたとしても、暴走しないから安心できるよねっていうふうに、親たちも思えるし、子どもたち自身も安心して過ごせる、その子どもたちが読み込んで、常にこう、いじめのワークショップにあったような劇をやったり、お互い話したりするように、伝わることをどうやってこの前文に書けるかなと。難しいです、すごく。で、しかし、もしその前文

に、この条例の一番最初のところに子どもたちへ、そして子どもたちが、言いたいことも含めて書き込んでいき、その力を子どもたち自身が、そのいじめがそのエスカレーションするのを抑制をしたり、解消をしたり。

いじめの解消っていう言葉が一番僕はふさわしいのかなと思っているのは、子どもたち自身のもともと持っている力で、いじめというものをなくして、楽しいクラス、お互いを信用・信頼できる、チームワークがこう発揮できたり、お互いの力を合わせる、そしてかつていじめみたいなことがあったことを、そういうことがあったなっていう過去の話として時々思い出すぐらいの状態になっていくのが僕はいいと思っていて。それは本当に理想論かもしれないんだけれども、ただこの世田谷区、93 万人の人口で、子どもたちもたくさんいる中で、ぜひいじめというものに対して、子どもと共に、学校だけに責任を押しつけるというか、なんとかしなさい、教育委員会はっていうだけではなくて、地域まるごと、大人の皆さんがやっぱり問われているんじゃないかという思いを持っております。

○佐藤弁護士

ありがとうございます。なるほど。そういう意味では、やっぱり学校だけがいじめの解決の責任を一手に背負うわけではなくて、社会全体が子どもたちとの、子どもたちの中のいじめというものについて、より理解を深めて、子どもを中心にしながらアプローチしていくっていうところを、それを共有したいんだっていう、そういう思いかなというふうに思いました。ありがとうございます。

それでは次に長く現場を担ってこられた大字さんにも、ぜひ条例の草案を紐解きながらお伺いしたいことがあるんですけれども、もし条例、今お手元で開ける方がいたら、ぜひ開いていただきたいんですが、もともとの法律、条例に先立つ法律のいじめの定義が大変広く捉えられているということは皆さんご承知かと思うんですけども、何らかの影響を与える行為をして、その結果、相手の方が心身の苦痛をお感じになったら、それはいじめとして扱うよというのが今の法律の定義であり、条例もそれを引いているわけなんですけれども、ちょっとあまりにも広いというんですかね、様々な、それこそじゃれ合いレベルから犯罪レベルまで多くの事象がここに含まれてきてしまうというのが一つ、ジレンマの原因かなと弁護士としては感じているところです。

で、そういった中で、この条例では第二条の定義規定、第二条の（13）で、複雑事案というカテゴリーをご提案差し上げているわけですね。いじめの中に、複雑事案と呼ぶべきカテゴリーがあるよということですね。で、それは当事者間のこれまでの関係性とか、それぞれの個性とか家庭環境とか、

教室の中だけでは語りつくせない様々な要素が複合的に絡み合ってるような事案とか、そういったものを想定しているのかなと思います。で、こういった事案は早期に重大事態になるのを待つのではなく、早期に教職員だけではない、専門的な面を入れていこうよっていうことがこの条例の中で、提案されていると理解をしております。で、ぜひ大字さんにこの複雑事案というふうに言われているものですね。現場の長い経験の中から、もちろんそのオブラートに包みながらなるとは思いますけれども、どんな困難を教職員としてのご経験になってきたのかということを少しご紹介いただいて、この条例に対することをご紹介いただけますでしょうか。

○大字氏

ありがとうございます。私はもう何年だろう。40 年近く、この仕事を、校長だけじゃないですよ、教員も含めて 40 年ぐらいやっていて、校長も 11 年させていただいたので、ちょっとお話できないようなこといっぱいありますし、生々しいことといっぱいありますよ。ちょっとその前提として、学校が抱えてる困難性について少し言っていいですか。

冒頭のご紹介で全国の校長会長をしてたっていうことを言ってくださって、校長会長をしていると、いろんな県に行って、県知事の方とか、県の教育長の方とお話をする機会がたくさんあるんです。で、ある県に行った時にその県知事さんが、私、当時会長だったので、会長、学校って本当に大変ですねっておっしゃるんです。何を言ってるのかなって。最初わからないですね。何かこう、こちらを立ててくれてるのか、リップサービスなのか。で、その方が言ったのは、企業であれば、もし何か危機が起きる、事件が起きた時には、それに特化した専門チームが対応にあたる。営業班が営業をしながら危機対応をしない。技術屋が技術のことをやりながら危機対応はしない。でも学校は、先生は毎日の授業を当たり前のようにしながら危機対応をする。これは本当に大変ですよ、少し考えられないっていう風に言われたんです。で、その知事さんなんておっしゃったかって、私はそういう課題意識を持っているので、学校を根本的に支える危機対応チームを県に作って、学校を支えるように変えてきたっていうお話をいただいて。私、ずっと黙って聞きながら、自分がやるのは当たり前だと思ってたんです。そんな全部やって当たり前だよって授業をやりながら対応して。でも、そのこと聞いて本当にはっとしました。そういう視点ってとても大事だと。

今、佐藤先生おっしゃってるように、学校は複雑事案いっぱいあります。ものすごくあります。例えば、 Aさんが、B さんに私に睨まれてて怖いから、もう学校行けませんって言ったんです。で、当

然、事実関係を学校は把握する、B さんを。いや、睨んだことないです。周りの友達に聞いてもいや、そんな様子はわかりません。っていうような事例が当然のように出てきて、そのことをじゃあ、A さんの保護者の方にお伝えしたとしても、納得してくれない。学校は隠してるんじゃないか。ちゃんと指導してないんじゃないか。そういうような事例がいろんな場面で起きます。これもう学校の実情です。

その時にやはり学校としては、自分たちのできる限界をきちんと学校としても踏まえて、専門家の方に早くから相談して入ってもらって、一緒になってやる。例えば地域の方と一緒になって。そういうことを積極的に学校はやっていく必要があるんだろうなと。

今回、この複雑事案のところ、そうやって書いてありますよね。早期から専門家、専門機関と連携しながらやってくんだ。そのことが最終的に、結局子どものためになるわけですよ。

私たちは親同士がなんかこう揉めてすっきりしてどうしたっていうことを求めてるわけじゃなくて、子どもが幸せになるためにどんな解決方法があるの、それが一番の根本なので、それを考えるところとこの複雑事案って書いてくださったこと、そこに専門機関も交えて、早期から世田谷区が一緒になってやってくんだって条例で表明をしていただけてることをすごくありがたいなと思っています。以上です。

○佐藤弁護士

ありがとうございます。そういう意味では、あの今の法律のいじめの定義を、より現場に即して細分化して、それぞれのアプローチもうちょっと工夫すべきじゃないかっていう問題提起自体は非常に先駆的ではないかなというふうに、私自身も感じております。ありがとうございます。

それでは次に、平尾先生にお尋ねしたいんですけれども、先ほど区長からも、いじめの解消を目指すんだ、解消が大事なんだっていうお話があって。で、さらにその前の平尾先生のお話だと、子どもの目指す解消と大人が求める解消とがちょっとずれることもありますよね。それが結構往々にして起きてますよね、みたいな話があったかなと思います。この解消解決ですね。どういうふうに対応していくのかっていうことについて、ぜひご意見を伺いたいんですけれども。

ぜひ皆様、もう一度法令にあの目を留めていただきたいんですが、いじめへの対応、どういうことを私たちが解消というのかということについても、大変丁寧に展開をしてくれてます。第三条の基本理念という条文ですね、この基本理念っていうのは、世田谷区としていじめにあたってこういう理想を掲げてやっていきますよ、こういう基本方針を持っていますよっていうのがここに整備されているわけ

なんですけども、この第三条の三項では、いじめへの対応は処罰や責任についてを目的とするのではなく、関係するすべての子どもについて、その背景や子どもが置かれている状況について理解を深めて、その改善を図る。で、関係性の調整や健やかな成長、再発防止につながる支援を行うっていうことなどが書いていますし、四項では、子どもの意見を表明する権利を尊重して、その意向を丁寧に切り取る。こういうことから、先ほどの取り組みを進めていくっていうことの大切さが謳われているなと思っています。実際、平尾先生には現実の相談場面ですね、解消に向けて様々な取り組みをしてくださってきていると思いますけれども、実際被害者を守るっていうこととか、その上で、この条例が目指す調整、関係性の調整に向けた解消ですね、目指す上で、どんなことが大切だと思っておられるか。ご意見を伺えればと思うんですけれども。

○平尾氏

はい。まず、加害と言われるいじめた側ですね。この子を厳しく罰する、叱責するという、あるいは排除するということだけではいじめというものは解決には向かわないと思います。そこがまず私の第一歩目ですね。で、そのいじめる側にも、なんらか言い分があるわけです。これはまあ、私、いじめ予防授業でよく世田谷区もあちこちでやっておりますけども、いじめられる側も悪いという考え方についてどう思うかっていうのが冒頭に聞きます。そうすると、場合によっては悪いっていう、いわゆる三角っていう、三角に手を挙げる子は 8 割、 9 割なんですね。で、ほとんどの子は三角に一手を挙げるで、どうしてじゃあ場合によってはどういう場合だったらいじめられる側も悪いのかと。先に何か人の嫌がることをした人がいじめ返される場合、その最初に手を出した方も悪いと思う。で、さらにじゃあ、その悪いに当てはまる人は、いじめられても仕方がないと思うか、イエスかノーかで、マルかバツかで聞くと、これは意見が割れますね。いじめられても仕方がない。自業自得だという考え方も強くあります。一方で話し合えばよかったとか、なんかそういう選択肢も出てきます。ただ、そのいじめる時っていうのはですね、あの、単に虫が好かなくていじめるという、まあ、もちろんそういうケースもあるんですけれども、なんらか自分が鬱憤をその人から受けていて、溜まっていったものが自分の行動として出る場合っていうのはもちろんあるわけです。

で、ところが、その学校の先生っていじめというものを捉えた時に、いじめた側を一方的に叱責するということが多々あります。で、いじめた側の言い分っていうのは、あんまり聞かれないんですね。どうしていじめたのというところが、もう少しそっちにもちょっと言い分を話させないと、いじめた側っていうのは

本当の反省には至らないで、一方的に先生に怒られたという不満ばかりが残る。で、そういう不満がせたホッとに寄せられることもまたあるわけです。

あるいは、いじめの解決として握手して仲直りっていうのがあります。学校の先生、割とこれちょいちょい聞くんですけれども、どうする？向こう謝ってるけど許す？とか言って。で、まあうんと言わざるを得ない。で、うんと言ったら、許したことになって、じゃあ仲直りねって。お互いごめんなさいして。これから仲良くやろうね。そこにはもっと奥深い、いろんな感情が渦巻いてるわけです。それを拾ってもらって、聞いてもらって、その上で納得して仲直りするんだって。それはいい。だけど、そうじゃないで、表面的に終わらせられる。こういじめの解決、これはやっぱり子どもたちの中に不満が残るわけです。全然形だけもう終わったことになるだけで、後からのそのすっきりした感情って全然出てこないで。ほとほと最後にですね。一方的な一面的な切り取りだけでは、いじめっていうのはなかなか双方の言い分をじっくり拾うという作業はプロセスとしては必要なんだと思います。

で、現在重大事態調査というのは法律にはありまして、重大事態に当たれば第三者委員会が立ち上がります。基本的には第三者委員会が立ち上がり調査する、重大事態調査っていうのは、区長も先ほどおっしゃられましたように一年半から二年かかります。二年を超えることもあります。その間に子どもが卒業していったりすることももちろんあるわけです。転校していったり、卒業していったりというので、何がいけないか。この重大事態調査っていうのは事実認定なんですね、目的は。目的としてっていうか、ほとんど時間を費やしているのは事実の認定なんです。誰がこの訴えている、重大事態だと訴えている側が主張するいじめがあったかどうか、それが認められるかどうかを、いろんな人にヒアリングして調査するんです、二年かけて。それでありました、そういういじめがありました。で、そうすると、そこで何が確定するかというと、やった人が誰で、やられた人は誰で、どんなことをされたか、この事実関係が確定するわけですね。その事実関係だけ確定させて、第三者委員会はそこまでなんですよ。だけど、多少提言もあるんですけど、学校の先生方が、それを受けていなくなった子ども、もう何年も前の話を蒸し返して指導するっていうことは、そもそもこれは意味のあんまりないことになんです。重大事態、事実関係を確定させたところでですね。じゃあ、加害と被害とされる子どもたち、まだ学校に残ってるとしたら、それはどちらも生徒として、まだ学校の中で生活していかなきゃいけない。じゃあ、この子たちの人間関係どうするかっていうと、そこに手が回ってないのが、重大事態調査なんです。で、それをできるようにしなきゃいけない。子どもたちは学校の中で卒業までは成長していって、また次のステップに進んでいくわけですが、そのステップの中で、学校の生活の中

で何が必要かっていうと、やっぱり関係修復できないと、謝り許すということ、この本当の意味で謝ること、許すこと、そこへの導きがですね。ここがすっぽり抜けているのが今の学校ではないかと。
それをやろうとしてるのが、この世田谷の新しい条例なんです、これは非常に、私は期待しています。修復という考えをいじめに持ってきたっていうのは画期的ではないかと考えております。

○佐藤弁護士
ありがとうございます。それでは、この条例の中身に触れる質問の最後ということで、知久教育長にお尋ねいたします。条例では、現にいじめが生じる教育現場に対して、多くの対応、視点を、期待しているわけなんですけれども、そうした中で、そういう行政の立場からですね。子どもたちを支援する上で、とりわけしっかり取り組んでいきたい、全部重要な条文ですけれども、とりわけここ頑張っていきたいですっていうお考えがあれば、ぜひお伺いできますでしょうか。

○知久教育長
これまでの、いじめが重大事態に至ったケースを振り返りますと、被害を受けた子どもやご家族の苦しみは、これはもちろんなんですけれども、やはり対応に当たった学校の、負担もかなり大きいものがあります。そうした点から言いますと、今回の条例を契機に、学校現場だけに任せきりにせず、やはり教育委員会が主体的に責任を持って実行に移していくことだろうと思っています。
この取り組みの方向性を三つ挙げさせていただきますけれども、まず一つ目はいじめの予防と、やはり早期発見です。深刻な被害になる前の、小さな兆しから捉えて、早い段階でまずは食い止める。
2 つ目ですが、いじめが起きた時に学校と教育委員会が速やかに連携をして、被害を最小限に、子どもの支援、安全・安心・尊厳の回復に努めていく。特に複雑事案等は、持てる資源で、人脈を使って対応していくというのが必要なんだろうというふうに思っております。
3 つ目は今日のテーマにもなってますが、やはり子どもの声を聞いて、相談や対応だけでなくて、予防の取り組み、学校づくりにも生かしていくことだと思います。で、そのために何をやっていくかなんですが、また今日、平尾先生にも来ていただいてますけども、せたホッとの連携の体制強化、いじめ予防事業ということをはかっていきたいと思います。また、先ほど女の子が発表の中で言っていましたけども、今回実施した参加型のワークショップですね。いじめ予防フォーラムシアターですね。これ非

常に注目をしています。子どもたちがいじめの場面で自分ならどうするのか。周囲の人には何ができるのかを考えて、実際に表現する取組です。大人が一方的に押し付けるのではなくて、やっぱり子ども自身が考えて、どうしたらいいのか、自分たちにとって何が良いのかを考えてもらい、行動につなげる。そうした取り組み、今回一過性のですね、フォーラムにとどめるのではなくて、この子どもの声を起点として、いじめ予防につながる、一つのこう世田谷のモデル的な取り組みにも継続的に実施展開できる、取組にしていきたいなと考えています。条例自体、作るだけが目的ではございませんので、条例の理念、学校の日常や具体的な方針の中でできることを、教育委員会と学校が連携、また地域や保護者の皆様も、共通認識を持ち取り組んでいきたいと考えています。

○佐藤弁護士

ありがとうございます。それでは今からいただいたご質問ですね。ちょっとすでに時間が少し押しているので、たくさん取り上げることはできないんですけども。

もう私、さっきから子どもたちが残ってくれてるのがとっても嬉しくてあれなんですけど。

まず質問。最初に取り上げたい質問なんですが、「ケンカやトラブルといじめの境界はどこにありますか」っていうご質問をいただきました。「ケンカやトラブルといじめの境界はどこにあるんでしょうか。」これ法律家の立場からすると、法律家の答えもあるんですけど。もしも、よかったらどうですか。そうそうそう。ケンカやトラブルとどこからがいじめになるか。もしよかったら、なんか子どもたちのね、感じ方もぜひ聞いてみたくないですか？大人の意見はさておき。なんかアイデア、どう？出せたらでいいんだけど。大字先生からも、学校現場からどういう風に思うかってことも後でお伺いできたらと思います。

○ワークショップ参加者④

なんだろうな。まず、いじめとの境界線は、されている側が嫌だって思ったことが前提だと私は勝手に思ってるんですけど。ケンカとトラブルは、なんだろうな。ケンカはまあ、相手を論破とか、口だったり暴力だったりとか起こったりするけど、トラブルはなんかその起こしちゃったとか、自分が生んだものと生んでないものがあったりとか、難しいそこは・・・。

○佐藤弁護士

うん、なるほど。ありがとうございます。ただ、いじめとの線引きは、やっぱり受けた人が辛いなと思った

ら、それはいじめっていうふうに。

○ワークショップ参加者④

見てる側は分かりにくいですけどね。

○佐藤弁護士

見てる側は分かりにくいけど、その人が辛いなと思ったらいじめだよ、っていうことかな。

今の話を聞いて、ちょっとなんか付け足したいこととか出てきた？大丈夫？じゃあ思いついたらきっと何かしゃべってくれるでしょう。

法律のいじめの定義はまさにご紹介いただいた通りだと思うんですけども、ただ彼女がおっしゃってくれたように、関わってる子どもの中には、え、これいじめなの？っていうような声も出てくるっていうカテゴリーの話をまさにされてるかなと思うんですけれども、現場ではこのケンカ、トラブルだけどいじめでもあるみたいな事象について、何かどんなふうに扱ってるかってご意見あります？

○大字氏

多分、直接的なお答えにはならないのかなと思います。とても難しいよね。今質問されて、共感してここで聞いてました。難しいよねって。で、私、校長としての立場でいいですか。校長としてずっと子どもたちや、保護者に言ってきたのは、これ、入学式の場で言うんですけど、一年生の子に、じゃあ今日は一個だけ校長先生と約束をしよう。でも、すごく大事だよ。これは下北沢小学校の全部の子どもが校長先生と約束をしていること、覚えてね。言うよ。人を傷つけることはしない、言わない。これが下北沢小学校の全員の子どもと校長先生との約束。これ、保護者の人に聞いてもらうんです。保護者会のたびにやる。繰り返し繰り返し。これなぜ言ってるかっていうと、どういうことが人を傷つけるのか。どういう一言が人を傷つけ、どういう行動が人を傷つけるのかを、やっぱり子どもが発達段階をふんだり、いろんな経験を積み重ねる中で、一人一人が学ぶと思うんですよね。

でも、その時に人を傷つけることがしない、言わないってなんだろうって。そこを考えてほしい。そこをとにかく考えてほしいです。やっぱりそこを、年齢や経験を積み重ねるに従って、子どもがしっかり考えられることが学校のとっても大事な役目になるんじゃないのかなって、私は思っています。

○佐藤弁護士

ありがとうございます。もう一つ、これ最後の質問で、なるべく多くのパネリストにご回答いただきたいと思うんですけれども、被害者の側が学校に来れないと感じてしまう状況がある中で、加害者とされた側のお子さんたちは、学校に行っているというようなジレンマを本人も親御様も感じるということが往々にしてあると思うんですけれども、こういう場合に、平尾先生からも加害者を退学させてほしい、転校させてほしいみたいなお気持ちになられることも決して珍しくないというお話がありましたけれども、こういった、被害者の側が非常に学校に行けないという大きな不利益を被っている事態について、加害者側にどういうふうな対応を取り得るのかっていうことですね。これが非常にいろんなところで聞かれることだと思うんですけども、すでにいろんな角度からこれに対するお考えをお伺いできてるなと思いますけれども、ぜひこれは平尾先生と区長にお願いできたいかなと思うんですけれども、平尾先生からいかがでしょうか。

○平尾氏

そういう声はよく聞きます。これが長く続いて、例えばいじめられた側の子が長く不登校に入っちゃったりすると、家で悶々としてる間、ずっとその恨み、つらみがどんどんどんどん膨らんでいったりするケースもあったりするんですね。それが辛いということと、腹が立つという気持ちはわかります。ただ、じゃあ加害の子が、家に引っ込んで同じようにおとなしくしていたら、溜飲が下がるのかって言ったら、それはそうではない。おそらくそうではないんだと思います。結局、自分の心についた傷がそういう形で現れているのではないかと私は思います。決して加害の子がじゃあしゅんとする、どこかで何らかの罰を受ける、それよりも大事なことというのは、被害の子が自分の傷を、心に受けた傷というものを癒し、そしてまた前向きに成長をし始めること。これが本当の解決だとは思います。

なので、それに向けたお手伝いを学校としてはできないだろうかと。例えばイギリスとかヨーロッパでやってるアプローチで、全くその事実関係を問わないで、傷ついた子が目の前にいるあなたを助けるために、みんなは何ができるかという、そういうディスカッションするアプローチがあります。それをやることで、この子は傷つきから早く立ち直れるんですね。で、一人じゃない、孤独じゃないということをまず確認した上で、もう 1 回前に進み始める。そういうやり方もありますので、そういうことが自分の心のケアを優先させることが早期の解決につながるのではないかと、私はそう思ってます。

○佐藤弁護士

ありがとうございます。どうしても苦しいからそっちに向かってしまう心境というものが、あるっていうことですよね。その苦しみを、本質的にケアするっていうのはどういうことなのかっていうところを、いろんなアイディアを取り上げて、今おっしゃってくださったことも、本当に勉強になりましたけれども。想像力を働かせて取り組めるとすごくいいのかなと思いました。区長、このあたり、いかがでしょうか。

○保坂区長

複雑事案っていうね、形をご紹介いただきましたけれども、あのいじめた側のお子さん自身にもっとちゃんとした対話を重ねるべきだっていう平尾さんのお話は非常に重要だと思います。実は加害に見えたんだけれども、実は被害に遭ってきたんだという、その二重性を持ってる場合、しかもその被害が必ずしも学校ではなくて、家で殴られているとか、家の中、あるいは兄弟、あるいはそれ以外のところで、子どもたちもいろいろスポーツクラブ行ったり塾行ったりとかですね、そういうところでの被害を受けて、今度はその鬱憤を逆に放つような形でその加害というふうになってしまうということは、その子自身にも混線している、ねじれている気持ちがあるわけで、そこはやっぱりほどいていく対話っていうのは、まず必要なんだろうと思います。

もう一つはこの条例の、子どもたちに伝えたいところも、全体として、いじめの被害に遭った子に対しては、先ほど、どういう経過だったんだ、何がどうだったんだっていうことの前に保護とケア、要はあの危険な状況はもう明日はないよと、安心できるよと。そして子どもたちは学ぶ権利があるので、学校に来れるんだと。で、その来れるんだというと、じゃあどうやって学ぶのということについては、あの学校や場合によっては学校が、もう人手不足でなかなか大変であれば、区の方から、教育委員会の方から、援助するというか、サポートが出ていくとか、あるいはそのスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーも必要かもしれないけれども、そういう意味で世田谷区としては、被害に遭って、結局学校に行けなくなって、そのまま人生の大きな時期に空洞が空いてしまったってことにしないために、たくさん保護とケアをしっかりやって、また日常に戻れる、なるべく早く戻れるようにしたいなと、これがこの条例で実現したい学校なり子どもたちへの働きかけの方向です。

○佐藤弁護士

はい。白熱した熱いご意見たくさんいただきました。ありがとうございました。

あっという間ですがそろそろまとめのお時間が近づいてまいりましたので、最後に４人の皆様にお一言ずつですね、会場のみなさんへのメッセージを頂戴できればと思います。大字先生から順番にお願いできますでしょうか。

○大字氏

今日はありがとうございます。私この条例の素案を読んだときに、こんなに血の通った文章の条例があるんだって、思いました。現場のことをよくわかっていて、こんなにね、本気になって考えた、条例ってあるんだなって。私結構長く教育委員会にいたので、たくさんそういう文章を読んできました。あとあれね、言葉軽いですけど、感動しました。

今、ユニセフにいます。もうユニセフはご承知のとおり、世界中の全ての子どもの命と権利を守るために活動しています。とてもその中にいていいな、素敵だなと思うのは、何かを起こすときに、子どものために最も善いことを考えて、子どものために最も善いことをやろう、これが徹底されているんです。そこから絶対ぶれないんです。こういう条例を、今後世田谷の方に広めていっていただいて、子どもだけじゃなく大人ひとりひとりが、とにかくどんな場面であっても、子どものために最も善いことはなんなのか、このことを考えて、行動できるような、特に大人の人に言いたいです。いじめの加害被害いろいろあるかもしれないけども、子どものために最も善いことはなにか。ここから外れないように、大人としての、なんというのかな、識見というかすばらしさを子どもに見せてほしいと、そんな風に思っています。

○平尾氏

はい。大変、私にとってもあっという間の時間でした。大変学びも多く、とても、なんかいまちょっと鳥肌立ってますけど、私が鳥肌立ってても誰も喜んでくれない。私思うのは、この条例、ほんと血が通っているなというのは大字先生もおっしゃるとおりだと思います。ただ、これを空文化させない、絵に描いた餅にしないために、本当にここに書いてあることを実現させるためには人材の育成も必要になろうし、制度の構築も必要だろうし、お金もいるだろうし、そこまで踏み込んでこれを生きたものにしていっていただきたいと、それが切に思います。そのためにせたホッとも何か役割を担うのではないかなという風にも思っております。また鳥肌が立ってきました。

○知久教育長

過分なお言葉を、大字先生と平尾委員の方からお褒めの言葉をいただいたんですけれども、昨年度から検討をはじめて、かなり長い時間を要してここまで来ました。ひとつやっぱり不安だったのは、支援者側、大人の理屈と、必ずしも当事者の利益というのが相容れない時があるんですよね。これってあの子どもだけじゃなくて、まあ障害者の支援だとか、高齢者の支援だとか、今までこう、私の経験の中で、見てきたところなんですけども。あ、こうした方がいいね、自分の母、父親母親に向けてこうした方がいいんだよねっていうのも、必ずしも父も母も考えてる、考え方と違ってる、そういう不安があったんですけども、今日最後に子どもたちが、シアターフォーラムの結論としてですね、教員には話をよく聞いてほしい、一人で抱え込まない、保護者の方々には心配でも相談するまで待っていてほしい、子どもたち、自分たちで解決するんだ、ということをおっしゃって話されてて、必ずしも違ってなかったから、ここはすり合ったなということを強く感じたところです。

現在、あのパブリックコメントも実施をしているところです。皆様からですね、貴重なご意見いただいて、さらに条例として一歩作り上げていきたいと思いますので、学校・教育委員会だけではなく、保護者、地域、そして関係機関の皆さまも、知恵を合わせながら、良い条例を作っていきたいというふうに考えています。

○保坂区長

最初はジャーナリスト時代の話をしました。当時、やはりいじめの問題っていうのは、ものすごく大きな社会問題になっていて、各地の教育委員会に私自身が呼ばれて、シンポジウムに参加したりすることが多かった。あるいはテレビの生放送、かなり長い時間こう丁々発止意見を交わすみたいなを、とても残念だったのは、だいたいそういうことをするとですね、やっぱり学校が悪いでしょう、先生がだらしないからとか。いや、今の子どもがね、変わってきたんですよと。もう子どもが今、相当悪い子がいっぱい出てきてるからとか。いや親です、親がちゃんとしてないからこういうことになるんですっていう。その、なんかこう、トライアングルで誰が悪い、そっちだ、こっちだってね。それが実はいじめを生んでいる社会の仕組みなのかなというふうに、当時から思っていました。誰かのせいにして傷ついてる子がそのまま誰からもケアされずに、その孤立をしていくっていうような、その責任って、私たち大人、そしてすべてのこの地域や学校にもあるんだと思うんですね。

そういう意味では、このいじめという、せたホッとの取り組まれているいじめの授業や、大字先生の

色々な取り組みの中で、子どもたちが、追い詰められない学校や環境、そして追い詰められそうになったら、ちゃんとサポートが入ると、そういうふうに作り替えていきたいっていうのと、その条例が作られていくプロセスが、僕たちや私たちの声が、こんな区の決まりになって、学校や自分たちの前に戻ってきたんだっていうふうに、子どもたちが実感する。ちょっと自分たちが何かを言うことで、自分たちの環境、子どもたちの環境が良くなると。そういう最初の体験に、この条例作り、それで条例出来上がってもですね、それで終わりじゃないですから。その条例をまさに使いながら、ぐるぐる回して、ここで謳っているように、今日話したことの内容が実現をしていくことが大事だなと思いました。
そういう意味で出発点のシンポジウムだったかと思います。

○佐藤弁護士
はい。それでは、今、四名の方々からまとめのお話をいただきまして、私もこの 80 分を預かった身として大変安堵しております。まずその今日、最後ですけれども、今日たくさん質問いただきました。質問の中には本当に思いのつまったお声もいただきました。ご紹介させていただけなかったこと、本当に残念に思いますが、一つ一つ丁寧に読ませていただきますということをお約束差し上げたいと思います。
そして、今日はあのいじめという切り口での議論でしたけれども、それにとどまらず、子どもたちを社会の一人一人の主人公として、我々大人がどう彼らと関わっていくのかということですね。子どもたちの育ちを守る、育ちを支えるっていうのはどういう取り組みなのか、非常に大きな議論ができたなと思っております。
この条例が、素案という言葉がなくなってきちんと制定されて、まさに血の通ったものとして、現場に根付くことを祈念して、このパネルディスカッションを終えたいと思います。長い時間、本当に皆様ご清聴ありがとうございました。パネリストの皆様も本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

○司会
活発な議論を導いてくださいました進行役の佐藤弁護士、そしてそれぞれの専門的な立場から考えを深めるお話をたくさんいただきましたパネリストの皆様、本日はありがとうございました。改めて皆様に拍手をお願いいたします。
では、以上を持ちまして、（仮称）世田谷区いじめの予防および解消を実現するための子どもを

学びと育ちを支える条例をテーマとしたシンポジウムを終了いたします。ご参加いただいた皆様、長時間にわたりありがとうございました。

本日のシンポジウムを通じて、子どもたち一人一人の声に耳を傾け、いじめの予防から解消、そして子どもの学びと育ちを支える取り組みについて考える機会となり、理解を深めていただけましたら幸いです。

後日いただいたご意見やご質問につきまして、今後の条例制定に向けた検討の参考とさせていただきます。また、後日いただいた中でお答えできなかったご質問につきましては、後日、区のホームページにて回答を掲載させていただきます。

なお、ご質問の内容が個人の特定につながるような場合には公表することができませんので、予めご了承ください。それでは本日のシンポジウムを閉会いたします。お帰りの際は、お忘れ物のないようにご注意ください。本日はありがとうございました。